

○補正予算等特別委員会（第4号）

平成29年12月12日（火曜日）

午前10時 0分 再開

午後 3時46分 閉会

○三橋和史委員 日本維新の会の三橋でございます。

議案第192号 平成29年度奈良市一般会計補正予算第5号に対する修正案の提出理由について申し上げます。

以下、理由について申し述べてまいります。

議案第192号 平成29年度奈良市一般会計補正予算第5号のうち、歳出、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の社会福祉事務経費については、議案第103号の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の改正条例案に関連する事項であるが、心身障害者医療費助成制度の助成金控除の内容を市の提案どおり改定すれば、心身障がい者にとって負担増を強いることになる。条例案及び補正予算案の上程に当たり、市は障がい者団体等への説明を行ったことをもって理解を得たと説明するが、これに反して、日本維新の会にもこれに反対する要望が多数届いている。

日本維新の会としては、一部負担を求めていくことについてはやむを得ない面があるものと考えているものの、奈良市においては、特別職を含む公務員の給与や報酬が高過ぎる水準にあり、まずはその抑制を行った後に、それでも不足する部分について市民に負担を求めていくべきであるものと考えている。また、現段階においては、市による市民への説明状況は不十分であって、周知期間も不足しているものと認識しており、平成30年度から運用することは時期尚早であるものと思料する。

次に、同議案のうち、歳出、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生施設整備事業費の公有財産購入費として1億6772万3000円が計上されていることについて、原案どおりの内容で当該経費に係る約11ヘクタールの土地を購入することは、違法または著しく不当な公金の支出に該当するものと思料する。原案どおりの内容で購入しようとする土地には保安林が含まれていることは確実であるが、その位置及び面積について、奈良市の説明は、森林法により保安林台帳の整備権限を有する奈良県の見解を否定するに等しいものであり、いまだその疑義は解消されていない。また、奈良県が森林法に基づいて管理し、行為規制が伴う保安林の区域について、奈良市が取得すべき正当な理由を見出すことはできない。

価格については、不動産鑑定業者2社により適正に行われた鑑定価格の平均価格である平米単価463円を大幅に上回る1,514円として購入しようとするものであり、面積については、奈良市新斎苑基本計画にある5.8ヘクタールを大きく上回り、しかも、追加された5.2ヘクタールの大部分については、いまだ具体的事業の計画のない土地であるにもかかわらず、その区域を含めた計約11ヘクタールの土地を購入しようとするものである。

また、市長等の説明によれば、市が地権者と価格交渉等を行った結果として、取得価格及び取得範囲が決定されたというのである。しかし、公共用地の取得に係る補償内容は、補償基準等の客観的基準に基づいて算定されるものであって、地権者が当該補償内容に不満があるからといっ

て、交渉等により、価格の増減や取得範囲の追加等が認められるものではないから、市が説明する地権者の内諾を得るまでの経緯については、公共用地の取得に係る用地交渉としての原則から逸脱しているものと言わざるを得ない。

以上のほか、質疑の際に摘示した多数の点についても、いまだ疑義が残っている。

よって、鑑定価格に基づいて基本計画どおりの土地の区域を購入することが妥当であるものと思料し、平米単価463円で5.8ヘクタールの土地の区域を購入するものとして、2685万4000円を計上する修正案を提出する。

投棄物が存在することについても考慮して減額すべきであるという見方もあるが、その点については、技術的、専門的知見を有する行政の責任において、予算の範囲内で予算執行の過程を通じて適切に考慮し、反映させていくことが妥当であるものと思料する。

また、日本維新の会としては、他候補地の選定も独自に行うなどの調査を行っており、本計画により示されている横井町山林に新斎苑を整備することについては、全面的に賛成するわけではないが、この12月定例市議会においては、立地についての賛否が問われているものではなく、市が提案する当該土地周辺における事業整備に係る手法についての審議を尽くすべきことが期待されているものと認識している。

これを踏まえ、市の説明する土地購入に係る事業手法については、ずさんであるものというほかになく、予算の提出は本来的に市長の責任において行われるべきものであるから、原案のうち、この費用に係る部分を取り下げ、再提出を求めることも考え得る提案であるものの、右の理由により修正案を提出した。

以上でございます。

日本維新の会の修正案に、委員各位の御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○宮池 明委員長 これより2件の修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○内藤智司委員 それでは、今2点の修正案が提案されておりますので、1点、同じ第192号の補正予算に対しての修正案ということですので、まず、三橋委員のほうから出された修正案に対しまして、三橋委員に二、三お伺いをさせていただきたいと思えます。

まず、1点は今、趣旨説明の中で御説明があったので、その分で一応の理解はしているんですが、心身障害者医療費の助成に関する条例の部分でのシステム改修280万円の削減を、ゼロとされているわけですけれども、これまでの今回の定例会、それから予算委員会の中で、その部分の議論がなかったんで、第103号に対してどういう判断をされているのかなというのをちょっとお聞きしたかったですけれども、基本的に第103号の条例に対しても反対という立場で、この280万円の削減をされたという解釈でよろしいですか。

○三橋和史委員 議案第103号についても反対するつもりでおります。

○内藤智司委員 ありがとうございます。

そしたら、次に、新斎苑の関係の1億6700万円に対して、減額修正2600万円という形で修正されておりますけれども、9月定例会以降、委員会、それから今回の定例会におきまして、三橋委員、それから維新の立場からすると、斎苑自身の事業に対して反対されているというふうなイメージを持っていたんですが、今回、この減額して土地を購入していくという修正案を出されたことに対しては、事業実施に対しての土地を買うということに対しては賛成されているという意味

合いで、今趣旨説明をされたというふうに思うんですけども、それはそういう解釈でよろしいですか。

○三橋和史委員 先ほども申し上げましたけれども、日本維新の会といたしましては、9月定例会以降も一貫して、事業地につきましては当該横井町山林に新斎苑を整備するという計画そのものについて、全面的に賛成しているというわけではございませんけれども、一応の都市計画決定等もありまして、また、9月定例会におきましては、市議会としても一定の意思決定があったものというふうに理解しておりまして、今12月定例会におきましては、その立地についての賛否が問われているものではないというふうに考えております。

今12月定例会での我々の判断すべきという点につきましては、その立地で事業を行うに当たっての、その市の提案する手法についての審議を尽くすべきものというふうに理解をして、審議に臨んできた次第でございます。

以上です。

○内藤智司委員 ありがとうございます。

もう1点、ちょっと三橋委員にお聞きいたします。

そうすれば、今回の修正案が仮に可決されるとなった場合、これの執行権は行政側にあるわけですから、地権者との交渉はその金額をもって行政側が地権者と交渉をしに行くということによろしいですか。

○三橋和史委員 はい、そのとおりです。

市長の責任において地権者等の交渉に、交渉というか丁寧な説明に当たられ、その上で用地取得に向けて最善を尽くされるべきものというふうに考えております。

○内藤智司委員 それでは、副市長にお伺いいたしますけれども、仮に、この2600万円で修正案が可決された場合、これまでの経過の中で地権者との交渉がこの金額で成立するというところに対して、所見を聞かせていただきたいと思えます。

○向井政彦副市長 今回の土地取得価格の妥当性というふうなことで、私も何度も申し上げておりますが、その類似案件での取得価格というのももちろんございますが、この事業の目的とか、当該土地取得の必要性とか、代替性の有無であるとか、それから取得までに要する期間とか、そういうものを総合的に判断をした結果で、この金額というものを裁量の範囲で決定をしているということでございます。もちろん、その中には立地ということも入っていると考えております。

今回、この修正案が可決されたらどうするのかと、当然おっしゃるように、それは我々が内諾を得ている内容と相当違いますので、地権者に丁寧に説明をするということになると思えますが、その辺は仮の話ですので、正確には私もやってみないとわからないというところはございますが、非常に理解を得るのは難しいのではないかなと思えます。

○内藤智司委員 それでは、今回、委員会の中でも議論があったように、尽くして、地権者の理解が得られなかった場合は、土地収用法というのが適用されていくのかなというふうには思いますが、仮にそういう事態になったときにですね、今後、仮定の話というのはなかなか難しいと思うんですけども、交渉において考えられる——答弁の中にもあったと思うんですけども——訴訟とか、いろんなことを考えると、収用を適用したときにどういったことが考えられるか、もう一度お聞かせいただきたいと思えます。

○向井政彦副市長 土地収用については、事業に関するやっぱり十分な説明をした上で、それでも任意売買の契約が成立しないという場合に、最後の手段というんですか、そういうことになるか

と思いますが、もしそういうふうになった場合ということでございますが、これは答弁でも申し上げておりますが、一般的にも1年6カ月以上はかかるということになっておりますし、その審査、裁決に対しての審査請求とか、取り消し訴訟等も保障もされておりますし、収用委員会でまた鑑定をとられて、その補償額を提示されるんだと思いますが、その補償額自体への当事者訴訟という手続も可能ということでございますので、相当の年限がかかるのではないかと思います。

そうなりますと、これは今までからもお話が出ている合併特例債、最悪はもう満額適用できない、約20億円以上の交付税の活用ができないという可能性があります。

それから、東山霊苑火葬場の使用ということで、白毫寺町の皆さんとは33年3月までということで一応の覚書も結んでおります。もちろんそうなりますと、延長してほしいという話にはなると思いますが、最悪、33年4月以降、市民の皆さんに奈良市内の火葬場がないという状況で、市外の施設を利用していただくということになれば、相当高額な負担を強いるというふうなことになるかと思っております。

また、今回の修正案が計画地だけということになりますので、もしこれが地権者とうまくいったとしても、西側の山林の話が全くなくなりますので、鹿野園町の自治会の皆さんの御要望にお応えすることができないと。せつかく、やっとなんと信頼関係もでき、話し合いもできている状況ですが、それが崩れる可能性が非常に高いというふうに思っております。

○内藤智司委員 ありがとうございます。

そしたら、最後の質問なんですけれども、数字的な話なんで、わからなければ結構なんですけど、特例債の話も今ございました。

1年おくれた場合に、この2年おくれた場合に、この特例債の額がどういうふうに交付金として試算されていくのか、もしおわかりならば教えていただきたいのと、それから、白毫寺の斎苑が3月31日で使えなくなった、空白ができた段階において、そこでかかる、例えば1カ月に他市へお願いせなあかん状況の中で、やっぱりその差額が出てくる、そういった部分に対しての補償というのも考えていかなければならないというふうには思いますが、その部分の試算がもしできているようであれば、教えていただきたいと思っております。

○向井政彦副市長 合併特例債の充当というのは、事業費の約29億円から30億円の間ぐらいだと思っておりますが、特にこの3年の計画の中では、後半の2年部分にほとんどが充当されているということでございます。だから、単純に1年ずれると、十四、五億円ぐらいがずれていくのかなというふうに思います。それは、事業費ということでございますが。

それから、今おっしゃっていただいたのは東山霊苑火葬場ですね。今、市内の方は1万円です。大体1日8炉、満杯で8人ですので、1カ月で240人——これはマックスですね——その方が、奈良市の方が今、多分一番多く使われていると思いますが、飯盛霊園ですと7万円ですので、6万円の負担がふえるということになると思います。それで、240人で6万円ですので、1400万円ぐらいになりますので、年間にしたら1億7000万円ぐらいになるかなと思います。

○内藤智司委員 これで質疑を終わります。ありがとうございます。

○宮池 明委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮池 明委員長 以上で、ただいま議題とされております議案第192号に対する2件の修正案の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論は、議案第98号より第189号までの92議案、議案第192号より第195号までの4議案、植村委員外1名の委員から提出された議案第192号に対する修正案及び三橋委員から提出された議案第192号に対する修正案を一括して行います。

討論はありませんか。

○松岡克彦委員 日本共産党の松岡克彦です。

ただいま議題にされております案件のうち、まず、議案第192号 平成29年度奈良市一般会計補正予算第5号に対する修正案が出されました。植村氏、松下氏の修正案、さらには三橋氏の修正案、このまず2つの修正案についてであります。

両修正案とも、福祉医療費システム改修費280万円を全額削除する内容が含まれています。

これは、議案第103号で心身障害者医療費助成に新たに一部負担金を設けようとする条例改正案と一体に、議案第192号の補正予算原案に計上されているシステム改修経費を削減しようというものであります。このシステム改修経費については、議案第103号とともに福祉医療制度を改悪するもので、全額削除することについては同意ができます。しかし、議案第192号の原案、両修正案ともに、マイナンバー関連の問題がある予算が含まれており、賛成することはできません。

なお、新斎苑整備事業にかかわる費用について、一言述べます。

私ども日本共産党は、今回の地権者に奈良市の事業に対する理解とそして協力を得ておられることに関して、改めて敬意も表したいと思えます。

議案第192号の補正予算原案は、都市計画決定した計画地以外の西側山林も一括して、保健衛生施設整備事業費として購入する内容になっております。計画地を購入することは当然必要であります。また、計画地に関連して、西側部分に水道等の関連施設や、地元要望でもある防災対策を講じることも検討しなければならないと考えます。

しかし、都市計画決定もしておらず、目的も用途も活用計画も決まっていない土地約5ヘクタールを新斎苑整備計画地として予算化し購入することは、委員会でも明らかになったとおり、財務手続としても問題があると考えます。仮に、防災対策等で必要になった土地を購入するというのなら、また、憩いの場としての活用をするというのであれば、そのための活用計画を示し、そのための費用として別途提案されるべきであります。

市民の長年の願いである新斎苑整備を進める公益に立って、市民にも地権者にも理解が得られるよう、市が真摯に誠意を持って対応することが今求められていると考えます。

以上のことから、2つの修正案はそれぞれの内容で新斎苑整備事業予算を削減するものとなっておりますが、同意できない点が含まれており、反対するものであります。

なお、詳細については、本会議の中で討論をしたいと思えます。

また、その他付託されている案件のうち、改めて議案第192号 平成29年度奈良市一般会計補正予算第5号、さらには、順序が逆になりますが、議案第102号 奈良市立こども園設置条例等の一部改正について、議案第103号 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について並びに議案第195号 平成29年度奈良市介護保険特別会計補正予算第2号、以上4議案について反対をします。反対理由は、本会議で山口裕司議員が述べることといたします。

以上です。

○植村佳史委員 それでは、私のほうからは、第192号の植村外1名の提出案、修正案に賛成し、原案には反対します。それから、議案第103号にも反対いたしまして、討論は本会議で行います。

○宮池 明委員長 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮池 明委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。採決は分割して行います。

なお、お手元に付託案件表をお配りしておりますので、各案件名の読み上げを省略し、番号のみ読み上げます。

議案第192号については、植村委員外1名の委員と三橋委員から、それぞれ修正案が提出されております。一部共通事項がありますが、表決の便宜上、これらの修正案は個別のものとなしで採決いたしたいと思っております。

そのようにいたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮池 明委員長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

まず、三橋委員から提出されました議案第192号に対する修正案について、採決いたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○宮池 明委員長 起立少数であります。

よって、三橋委員から提出されました議案第192号に対する修正案は否決すべきものと決定いたしました。

次に、植村委員外1名の委員から提出されました議案第192号に対する修正案について、採決いたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○宮池 明委員長 起立少数であります。

よって、植村委員外1名の委員から提出された議案第192号に対する修正案は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第192号原案について採決いたします。

本案を原案どおり可決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○宮池 明委員長 ただいまの採決について、起立者の多少を認定することが困難でありますので、念のために可決することに反対の方の起立を求めます。

(反対者 起立)

○宮池 明委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は議案第192号を原案どおり可決すべきものと裁決いたします。

よって、議案第192号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号について採決いたします。

本案を原案どおり可決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○宮池 明委員長 ただいまの採決について、起立者の多少を認定することが困難でありますので、念のために可決することに反対の方の起立を求めます。

(反対者 起立)

○宮池 明委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。委員長は議案第103号を原案どおり可決すべきものと裁決いたします。

よって、議案第103号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号及び第195号の2議案を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案どおり可決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○宮池 明委員長 起立多数であります。

よって、議案第102号及び第195号の2議案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号より第101号までの3議案、第104号、第105号、第107号より第189号までの83議案、第193号及び第194号、以上90議案を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案どおり可決すべきものと決しまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮池 明委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第99号より第101号までの3議案、第104号、第105号、第107号より第189号までの83議案、第193号及び第194号、以上90議案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第98号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものと決しまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮池 明委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案を承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号を採決いたします。

本案は原案に同意すべきものと決しまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮池 明委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第106号は原案に同意すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第103条の規定に基づく委員会報告書及び委員長報告はいかがいたしましょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○宮池 明委員長 それでは、正副委員長に御一任願います。

それでは、委員長報告を作成するため、本日の質疑内容の要旨を各委員1人2件以内で副委員長まで、本委員会終了後直ちに御提出願います。

一言御挨拶申し上げます。

委員各位におかれましては、4日間にわたりまして慎重に御審査を賜り、また理事者におかれましても審査に御協力いただき、まことにありがとうございました。

委員会がスムーズに運営できましたことは、ひとえに皆様方の御厚情のたまものと深く感謝をいたします次第でございます。理事者におかれましては、審査の過程で委員各位より御意見、御

指摘のありました点を謙虚に受けとめていただき、今後の市政運営にさらに努められますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、市長より御挨拶があります。

○仲川元庸市長 補正予算等特別委員会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、慎重なる御審議を賜り、平成29年度一般会計補正予算案を初め、提出させていただきました案件につきまして、御議決並びに御同意、御承認を賜りまして、まことにありがとうございます。心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

頂戴をいたしました御意見、また御提言につきましては、今後も引き続き市政運営にしっかりと生かしてまいりたいと考えておるところでございます。

委員の皆様方におかれましては、今後も引き続き、御指導並びに御協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。閉会に当たりましての一言御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○宮池 明委員長 以上で補正予算等特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時46分 閉会